

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月22日

【会社名】 協立情報通信株式会社

【英訳名】 Kyoritsu Computer & Communication Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 佐々木 茂則

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目 9 番 1 0 号

【電話番号】 03-3434-3141 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理課 課長 蘆刈 正孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目 9 番 1 0 号

【電話番号】 03-3434-3141 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理課 課長 蘆刈 正孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2023年6月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金55円 総額65,880,650円

ロ 効力発生日

2023年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

現行定款	変更案
<p>第1～10条（条文省略）</p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p><u>第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第12～13条（条文省略）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条（第1項 条文省略）</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>常勤の取締役（代表取締役を含む）</u>の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>常勤の取締役</u>が議長となる。</p> <p>第15～22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役（代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役）</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第1～10条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第11～12条（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第13条（第1項 現行どおり）</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第14～21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24～42条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（剰余金の配当） 第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（中間配当） 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>（剰余金の配当等の除斥期間） 第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第23～41条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関） 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>（配当金の除斥期間） 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、佐々木 茂則、佐々木 修、堺澤 顕、渡辺 正志、堀本 勝敬、伊藤 行正を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である会計監査人有限責任監査法人トーマツが任期満了により退任するため、監査役会の決定に基づき、会計監査人有限責任監査法人トーマツを再任せず、城南監査法人を新たな会計監査人に選任する。

会計監査人候補者の名称、主たる事業所の所在地及び沿革等

名 称	城南監査法人
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿南二丁目1番9号
沿 革	2020年12月 城南公認会計士共同事務所設立 2021年7月 同事務所の構成員を中心として城南監査法人を設立
概 要	出資金 8百万円 構成人員 公認会計士 6名

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	9,031	23	-	(注) 1	可決 99.75
第2号議案 定款一部変更の件	9,029	25	-	(注) 2	可決 99.72
第3号議案 取締役6名選任の件					
佐々木 茂則	9,002	52	-	(注) 3	可決 99.43
佐々木 修	9,012	42	-		可決 99.54
堺澤 顕	9,012	42	-		可決 99.54
渡辺 正志	9,012	42	-		可決 99.54
堀本 勝敬	9,011	43	-		可決 99.53
伊藤 行正	9,006	48	-		可決 99.47
第4号議案 会計監査人選任の件	9,016	38	-	(注) 1	可決 99.58

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。